

土浦市部活動の地域展開に関するFAQ

土浦市教育委員会

R8.3月現在の状況で作成しています。今後の事業の進捗状況や国及び県の動向により、変更される部分も生じる可能性があることをご了承ください。

※学校教育活動として行うものを「部活動」、地域展開して行うものを「地域クラブ」として標記しています。
また、ここで言う「地域クラブ」とは、土浦市地域クラブ活動推進協会が運営する「地域クラブ Blue Ocean」を指します。

Q1：地域展開は、すべての部活動が対象となりますか。

A1：中学校・義務教育学校（以下、「中学校」）のすべての部活動が対象です。本市では、令和5年10月からスポーツ庁の実証事業として一部の競技（軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール）において先行実施しており、令和7年度は5競技（柔道、剣道、弓道、新体操、バドミントン）を追加拡充しました。令和8年10月からは、ソフトテニス、卓球、ハンドボール、陸上競技、吹奏楽を追加し、休日部活動を地域展開する予定です（その他の部活動については、現在のところ休日地域展開の予定はありません）。
平日部活動の地域展開については、国及び県から示される指針等に鑑みながら、検討することとなります。

Q2：令和8年度に拡充される競技・種目の詳細は決まっていますか。

A2：令和8年度に拡充する競技・種目はA1のとおりですが、拠点の枠組み等の詳細は、現在、検討中です。大会参加への影響等に鑑みながら準備を進めています。

Q3：地域展開後の活動は、異なる中学校の生徒と同じ地域クラブで活動するのですか。

A3：本市では、地域クラブを複数の学校の生徒で構成する拠点校方式を基本としているため、同じ拠点では他校の生徒とも一緒に活動します。ただし、一緒に活動する学校や活動場所については種目により異なります。

Q4：中学校の部活動に所属していますが、地域クラブの活動はどのように選択すればよいですか。

A4：部活動の良さを継承・発展した持続可能な地域クラブを目指し、部活動と連携・連動しながら地域展開を進めているため、所属している部活動と同じ種目の地域クラブへの参加を奨励しています。ただし、任意参加であるため、在籍校にない種目や所属する部活動とは異なる種目へ参加することも可能です。また、休日は地域クラブに参加せずに趣味や学習の時間等を増やすことや部活動には所属せず休日の地域クラブのみに参加することも考えられます。

Q 5 : 休日の地域クラブの活動回数や時間はどのくらいですか。

A 5 : 部活動同様、土日のいずれか1日、3時間が基本となります。『土浦市地域クラブ活動ガイドライン』では『土浦市部活動の運営方針』に準拠し活動時間や休養日を定めています。

Q 6 : 地域クラブでの活動は、参加費用が掛かりますか。

A 6 : クラブ運営に必要な経費については受益者負担が原則となるため、一定の参加費(年会費 2,000円、活動費 2,000円/月)が掛かります。これまでは公費により賄い、参加費用を徴収していませんでしたが、令和8年10月より、全ての休日部活動を地域展開に併せて参加費用を徴収する予定です。今後も、クラブを運営する団体への補助金等の措置を含め、なるべく参加者の過重負担とならないような体制づくりを推進します。

Q 7 : 経済的に困窮する家庭に対して地域クラブに参加するための費用の減免等の措置はありますか。

A 7 : 令和8年10月からの参加費用徴収に併せて、経済的困窮世帯への支援を開始する予定です。具体的な手続き等について、現在検討しているところです。

Q 8 : 地域クラブの活動に参加する場合、自転車での移動は可能ですか。

A 8 : 地域クラブの活動は隣接する複数の学校での拠点校方式を基本としているため、活動場所はいずれかの学校もしくは近隣の施設で行われます。保護者の送迎が難しい場合は、自転車もしくは公共交通機関での移動も考えられます。自転車での移動の場合は、ヘルメットの着用等の安全対策を十分に行うとともに、保険について検討しておく必要があります。

※Q 25、26も参照。

Q 9 : 中学校体育連盟等が主催する大会には、部活動と地域クラブのどちらで参加するのですか。

A 9 : 平日部活動との連携・連動及び大会規程等の整備状況に鑑み、当面の間は大会等への参加は学校単位を基本としていますが、今後は地域クラブでの参加ができるよう地域展開を進めていきます。現在、中体連の大会は、種目や連盟により条件等が定められており、要件が満たされれば地域クラブとしての参加も可能となります。なお、出場登録の際に、いずれか1チーム(団体)からしか出場できないことに留意が必要です。

Q 10 : 中体連等の連盟主催以外の地方大会等には、部活動と地域クラブのどちらで参加するのですか。

A 10 : 当面の間は、大会参加は学校部活動が基本となりますが、大会等により参加要件が満たされる場合など地域クラブで参加します。要件等については各大会等の主催者への確認が必要となります。

Q11：練習試合などはどのように行われるのですか。

A11：休日の活動は地域クラブ活動となるため、休日に行う練習試合も原則としてクラブ単位での活動となります。地域クラブ同士で計画したり、クラブ単位で他市町村の学校と実施したりする方法などが考えられます。

Q12：地域クラブに入会する時期に期限はありますか。

A12：本市では、学校にある部活動種目を基本に地域クラブ活動を実施します。部活動との連携・連動を図る観点から、部活動同様に年度当初の入会を前提としておりますが、入会はあくまでも任意であり、時期について特別制限はありません。ただし、大会等への参加のための手続きに期限がある場合があります。

Q13：地域クラブを退会したい場合、どのようにしたらよいですか。

A13：地域クラブを退会する場合には、運営団体において退会手続きを行う必要があります。土浦市地域クラブ活動推進協会事務局に問い合わせ、必要な手続きを行ってください。

Q14：中学3年生（本市では9年生）は、いつまで活動に参加することができますか。

A14：地域クラブでは、参加希望があれば退会手続きをするまでは自由に参加することができます。部活動との連携・連動の面から、活動の主体は中学1・2年生に移りますが、今後、部活動引退後の中学3年生を対象とした活動も充実させていく予定です。

Q15：現在小学生ですが、中学生になっても今活動している少年団等のクラブと同様に活動できますか。

A15：本市では、地域クラブの活動を学校の部活動種目で想定しているため、少年団等の活動がそのまま延長するわけではありません。地域クラブの活動方針に基づいた活動となることに留意が必要です。ただし、指導者については、現在活動している少年団等のクラブの指導者が地域クラブの指導者として指導することは考えられます。

Q16：県立や私立の中学校（中等教育学校含む）に通っている生徒も参加することはできますか。

A16：参加することは可能です。ただし、参加に係る条件等が個別に異なることもあるため、運営団体を含む関係者間で十分に協議したうえで合意を得る必要があります。

Q17：地域クラブの活動は、高校生になってからも参加することができますか。

A17：本市が実施する地域展開の対象は中学生となります。県立及び私立の高校部活動の地域展開については、茨城県が計画し進めているため、その進捗状況により検討する内容となります。

Q18：地域クラブでは、誰が指導にあたるのですか。

A18：地域クラブの指導は競技種目や中学生への指導に係る専門的な知見をもつ地域指導者が行うこととなります。希望する教職員が兼職兼業の許可を得て指導にあたることもあります。現在は、平日の部活動との指導の一貫性を確保するため、兼職兼業を希望する教職員を中心に指導者を配置していますが、今後、地域指導者の確保・拡充を進めて参ります。

Q19：地域クラブの指導者として従事するために、必要な資格等がありますか。

A19：部活動から地域クラブへ移行するメリットの一つに専門的な指導が受けられる点があげられることから、専門的な知見や指導スキルが求められます。一方で、中学生を対象に指導をすることになるため、子どもの心身の成長を支えるノウハウも必要となります。そのため、各競技団体等による指導者資格や教員免許等が資格として考えられます。ただし、本市の地域クラブでは1つのクラブに複数の指導者を配置していますので、特別な資格がなくても指導経験等によっては指導に携わることもあり得ます。なお、指導者には、必ず指導者研修等を受けていただきます。

Q20：指導者として従事する場合、保険の加入は必要ですか。

A20：指導者についても、指導中の事故等が想定されますので適切な保険に加入する必要があります。教員が兼職兼業で従事する場合でも、立場が異なるので、別途、保険に加入する必要があります。内容については、指導者としての指導や審判等の活動まで保障するものであることが望ましく、参加生徒同様に運営団体を通して加入することとなります。

Q21：地域クラブでの指導を希望する場合、どうすればよいですか。

A21：運営団体が募集する「地域クラブ指導者バンク」に登録していただくこととなっております。運営団体において、クラブのニーズと登録者の資格や希望等をマッチングしたうえで、該当する登録者に対して、指導者としての従事を委任しています。したがって、必要な資格や経験をお持ちであっても、必ずしも指導者として委任できるとは限りません。希望する場合には、まず、運営団体の指導者募集要項を確認のうえ、「地域クラブ指導者バンク」に登録してください。

Q22：現在、部活動指導員として勤務していますが、地域展開しても、部活動指導員として地域クラブの指導をすることはできますか。

A22：部活動指導員は、学校の部活動顧問に代わり部活動の指導を行うために配置されているため、部活動指導員として地域クラブでの指導はできません。ただし、平日は部活動指導員として学校で勤務し、休日は地域指導者として地域クラブの指導にあたることは差し支えありません。ただし、その際には立場が違うことを明確にし、指導にあたることが求められます。

Q23：兼職兼業で指導者として指導にあたる場合、どのような手続きが必要ですか。

A23：兼職兼業は、主たる職業の従事先が許可することとなりますので、各事業所や雇用主に確認してください。兼職兼業を希望する教員については、服務監督教育委員会（土浦市立学校は土浦市教育委員会）が許可をすることになりますので、指定の様式にて必要書類を提出して承認を得る手続きが必要です。

Q24：地域クラブの活動において、事故等が発生した場合の責任の所在はどうなりますか。

A24：地域クラブを運営する団体等が責任を負うこととなります。そのため、学校管理下での事故が対象となる災害共済給付の対象とはなりません。運営団体を通して活動内容に見合った保険に加入することが必要となります。

Q25：地域クラブで加入する保険は行き帰りの途中での事故等も対象になりますか。

A25：運営団体においては、保険の適用範囲に行き帰り途中の事故を含む等、学校管理下での事故が対象となる災害共済給付と同等の保険への加入が適切と考えており、本市の地域クラブでもそのような保険に加入してもらいます。

Q26：地域クラブの活動においても、部活動ガイドライン（運営方針）が定める活動時間や休養日を遵守しなければならないですか。

A26：学校管理下ではないため、部活動ガイドライン（運営方針）は適用されませんが、成長期にある生徒の健康やバランスのとれた生活への配慮、平日と休日の活動時間のバランスをとる観点から、部活動ガイドラインに準拠して、活動することが適切であると考えます。

Q27：地域住民への周知はどのようにされているのですか。

A27：地域展開の全体像については、市の広報誌や市教育委員会ホームページで周知を図っています。また、具体的な取組については、対象となる児童生徒及びその保護者、学校関係者、部活動関係者等に対して説明動画やリーフレットを作成し周知を図っています。今後も、新たな情報や事業の進捗情報等をホームページ等で周知していく予定です。

Q28 : スポーツフェスは令和 8 年も開催しますか。

A28 : スポーツフェスは、部活動地域展開をテーマに多様な世代や多様な団体等が交流することで、スポーツ・文化芸術活動の普及とともに地域のつながりを創出することを目的としています。
令和 8 年度以降は、Blue Ocean フェスの名称で、土浦市教育委員会が運営団体と協力しながら継続して開催する予定です。

Q29 : Blue Ocean フェス以外には、どんなイベントがありますか。

A29 : 地域クラブの会員対象のイベントとしては、競技ごとの交流大会があります。地域クラブのチームとして、他市町村から招待したクラブ等を交えた大会によりクラブ間の交流を深めます。また、各競技において著名な指導者やトップアスリート等を招いてクリニック（実技講習）が開催されます。実情に応じて参加対象を広げる場合も考えられます。その他、クラブごとに地域の少年団や高校生との交流や合同練習なども行う場合があります。